

地域を支える中小企業の若手リーダーによる
主体的な宣言を市民ぐるみで徹底応援！！

「京都市地域企業の持続的発展に関する条例」（仮称） 骨子案に関する市民意見の募集について



のべ1,164名による
熱い議論！



京都の
地域力、人間力、未来力
の結晶！



地域企業とともに
京都の未来を切り拓く！

平成30年9月、若手・中堅経営者の皆さん等が、自ら行動し提言する「京都市中小企業未来力会議」において、規模を基準とする中小企業ではなく、「**地域と共に継承・発展する地域企業**」として、「**京都から日本、世界、そして未来を見据え活動していく**」などと掲げた「**京都・地域企業宣言**」を発表されました。

京都市では、この「京都・地域企業宣言」の理念に賛同し、市民や事業者の皆様とともに、地域企業の持続的発展により、豊かで活力に満ちた共生社会を目指すため、「**京都市地域企業の持続的発展に関する条例**」（仮称）の制定に向け、取り組んでいます。

その骨子案を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

京都・地域企業宣言とは

京都・地域企業宣言

若手・中堅経営者の皆さん等が、自ら行動し提言する「京都市中小企業未来力会議」において、経営者の主体的な議論によって取りまとめられた「京都・地域企業宣言」は、未来力会議創設以来、のべ1,164名の参加者の皆さんによる熱心な議論を経て、平成30年9月に発表されました。

京都・地域企業宣言では、
「私たちは、規模を基準とする中小企業ではなく、人と自然と地域を大切に、地域に根ざし、地域と繋がり、地域と共に継承・発展する「地域企業」である。その自覚と誇りを胸に、京都から日本、世界、そして未来を見据え活動していくことをここに宣言する。」と掲げられています。

さらに、この宣言には、
地域企業が、経済の発展だけではなく、地域の文化、安心安全、そして、地域の未来を創造し、持続可能な社会のモデルを作っていく。
という力強い思いも込められており、SDGs¹やレジリエント・シティ²の概念も踏まえた、まさに、京都の地域力、人間力、未来力の結晶とも言える宣言です。

京都市の決意

京都では、千年を超える歴史の中で、伝統産業から先端産業まで、様々な産業が生まれ、社業の持続的発展を通じて、あるいは地域に根ざした活動を通じて、経済のみならず、地域全体の活性化に貢献されている企業が数多くあります。

このため、京都市は「京都・地域企業宣言」の理念に賛同し、50年100年先の未来を見据えた、豊かで活力に満ちた持続可能な共生社会を実現するため、市内企業の99.7%を占める中小企業をはじめとした地域企業を応援する条例として、「**京都市地域企業の持続的発展に関する条例**」（仮称）の制定に向けて取り組みます。

具体的には、地域企業の持続的発展に関し、基本理念、市の責務や地域企業の役割、市民の役割等を明らかにし、条例に基づく取組を推進することで、地域企業、ひいては地域全体の更なる発展を目指します。

¹ SDGs（エスディー・ジーズ）…国連において、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた国際目標（17の目標と169のターゲット）。

² レジリエント・シティ…自然災害などの外的ショック、人口減少や地域コミュニティの希薄化のような忍び寄る内的ストレスに耐え、可能な限り早急に復旧し、より強靱になっていく都市。

京都・地域企業宣言

企業には理念が必要である。悠久の歴史の中で、多くの企業が生まれ、発展してきた京都では、理念が社是、社訓として重んじられ、私たちの礎となっている。

私たちは、規模を基準とする中小企業ではなく、人と自然と地域を大切に、地域に根ざし、地域と繋がり、地域と共に継承・発展する「地域企業」である。その自覚と誇りを胸に、京都から日本、世界、そして未来を見据え活動していくことをここに宣言する。

国内外から人や物が集い、伝統と革新が融合しながら新たな文化を創造し、千年を超えて都市の機能が継続してきた京都。私たちの先人は、経済的価値と共に文化的価値を大切にし、衣・食・住をはじめとする生活文化、地域が受け継いできた祭祀などに彩られる市民の暮らしを支えてきた。そして、伝統産業から先端産業、農林業、観光や情報をはじめとするサービス業などあらゆる産業やその担い手を育み、社寺や学術・研究機関との協働によって数々のイノベーションを生み出してきた。

今、人口減少社会の到来、地域コミュニティの弱体化、競争環境の激化といった、数々の困難や時代の転換点に直面している。

今こそ次の千年に向けた出発点であり、共に社業の発展を通じて地域に貢献し、しなやかな強さで京都の未来を切り拓く力、すなわち「未来力」を発揮するときである。

先人の理念である“先義後利”や“不易流行”をはじめ、京都に育まれてきた精神文化を大切に、あらゆる連携によって地域を支え、京都を拠点に日本の活力源となり、共生社会の担い手として、世界の人々の笑顔あふれる未来を創造していくことを誓う。

わたしたち地域企業は、

- 一、自助努力や各企業の連携・融合により社業の持続的発展を追求する。**
- 一、生活文化の継承、安心安全、地域コミュニティの活性化に貢献する。**
- 一、働きがいや社会に貢献する喜びを大切にし、若者をはじめ多様な担い手の活躍を支援する。**
- 一、受け継いできた文化や知恵、技術を学び、新たな価値の創造に挑戦する。**
- 一、森や水の恵みを活かし、暮らしを支える豊かな自然環境の保全に寄与する。**

平成30年9月10日

京都市中小企業未来力会議

京都市中小企業未来力会議

京都では、千年を越える歴史の中で、多様な人や物、知恵が集まり、それぞれの地域に根ざした企業が数多く存在しており、社業を通じて地域の発展に大きく寄与してこられました。

しかし、今、京都の企業は、担い手不足や後継者不在といった、大きな課題に直面しており、これが克服されなければ、京都経済の基盤を揺るがすだけでなく、地域が継承してきた文化の衰退が危惧されます。



市内企業の 99.7%は中小企業で、その中小企業が市内雇用の 69.9%を担うなど、京都経済を支える屋台骨、京都の宝ともいえる存在です。

その中小企業の皆さんの、未来志向の創造的活動を支援し、持続可能なまちを実現するため、本市では、平成28年度に「京都市中小企業未来力会議」を創設しました。

未来力会議では、意欲ある若手リーダーの皆さんが核となり、さらに、経済団体や金融機関等のトップを顧問として、伝統産業から先端産業、サービス業など幅広い業種の垣根を越えて知恵を出し合い、新たなビジネスの創出を目指して自ら行動されるとともに、今日的課題に即応した振興策を議論・検討し、提言してこられました。



今年度は、文化と経済の融合や大学との連携も視野に、文化関係者や学生等も参加するなど、年々メンバー等の更なる充実を図っており、毎回、100名近くの参加者の皆さんによる、熱心な議論が行われています。

企業間連携による新たなビジネスの創出に向けて、これまでに40件を超えるビジネスアイデアが提案されており、その実現に向けて支援をしています。

また、未来力会議での意見やアイデアを積極的に取り入れ、18の事業を予算化するなど、現場の声を反映しています。



＜ 条例骨子（案） ＞

1 今回制定する条例の内容


内容	本市の考え方
1 前文及び目的	★「京都市中小企業未来力会議」における「京都・地域企業宣言」の策定経過、宣言の理念への共感等を掲げます。
2 地域企業の定義 本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する事業者を地域企業と定めます。	★中小企業・小規模事業者をはじめ、京都市内に本店又は主たる事務所を有し、地域に根差して活動される事業者を対象とします。
3 基本理念 「京都・地域企業宣言」の理念を踏まえ、地域企業の持続的発展を推進していくことを定めます。	★「京都・地域企業宣言」の理念に賛同し、条例に反映します。
4 地域企業の役割 宣言の理念を理解し、地域企業が、地域の経済のみならず、地域社会において役割を果たすことを明記し、条例の基本理念の実践に努めるよう定めます。	★事業者が、「地域企業」として自発的に京都を拠点に活躍する役割を担うことを規定します。
5 市の責務 基本理念に則り、支援施策を策定し、実施することを定めます。 地域企業の意見聴取、実態把握、及びこれらに基づく必要な措置を定めます。 地域企業への関心と理解を深めるための広報活動等を定めます。	★「地域企業」の支援施策を総合的に検討・策定します。 ★「京都市中小企業未来力会議」をはじめ、様々な機会を通じて、中小企業・小規模事業者等の「生の声」をお聞きするなどにより、現場の実態を反映した実効性ある施策を推進することを規定します。 ★「地域企業」に関する関心と理解を広めるための具体的な措置を規定します。
6 市民の役割 地域企業について理解を深め、市民が地域企業の持続的発展に積極的な役割を果たすこと等を定めます。	★「京都・地域企業宣言」の理念を理解いただき、例えば、地域企業の製品やサービスの利用などを通じて、地域企業の持続的発展に積極的な役割を果たしていただくことを規定します。
7 地域企業の創造的活動に対する支援 地域企業間の交流や連携、新事業の創出など、本市が地域企業の創造的活動を支援することを定めます。	★現在実施している「京都市中小企業未来力会議」をはじめ、様々な場において、「地域企業」の創造的活動を支援していきます。

8	具体的施策 地域企業に対する具体的な施策を定めます。 (例)「経営支援」「担い手の育成及び確保」 「起業、事業拡大及び生産性向上等」「海外展開」 「市場環境の整備」「地域貢献の促進」	★「中小企業憲章」等も踏まえ、具体的な施策を規定します。 ★「市場環境の整備」として、経済の域内循環及び内需の拡大の観点も踏まえ、「地域企業」の受注機会の拡大を規定します。
9	顕彰制度 本市が、顕著な成果を収めた者及び、功労があった者への表彰を行うことを定めます。	★モデルとなる「地域企業」を表彰することを規定し、市民ぐるみで「地域企業」への理解を深めます。

2 条例施行までの予定

皆様からの御意見を踏まえ、平成31年2月の京都市会に条例案を提案し、可決されれば平成31年4月1日から施行の予定です。

◆ 御意見の募集期間等

御意見の募集期間	平成30年12月10日(月)～平成31年1月21日(月)
御意見の提出方法	郵送, ファックス, 電子メール又は京都市情報館(ホームページ)の意見募集フォームにより御応募下さい。(様式は自由ですが, 御意見提出用紙を添付しておりますので, 参考にしてください。)
御意見提出先	<p>1 郵送(当日消印有効) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市産業観光局商工部中小企業振興課 宛</p> <p>2 FAX 075-222-3331</p> <p>3 電子メール chushokigyo@city.kyoto.lg.jp ※件名を「条例案への意見」としてください。</p> <div style="text-align: right;">  パブコメくん </div>

◆ 条例骨子案の御紹介

京都市中小企業振興課のホームページでも紹介しております。

京都市 中小企業振興課 で御検索下さい。

◆ 御意見の取扱いについて

いただいた御意見につきましては, その概要と御意見に対する京都市の考え方を取りまとめ, ホームページ等で公表する予定です。ただし, 住所, 氏名等の個人情報は一切公表いたしません。また, 御意見に対しましては個別に回答はいたしませんので, あらかじめ御了承ください。

【お問い合わせ先】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
京都市産業観光局商工部中小企業振興課

電話：075-222-3329

ファックス：075-222-3331

電子メール：chushokigyo@city.kyoto.lg.jp

平成30年12月
京都市産業観光局商工部中小企業振興課
京都市印刷物 第304848号

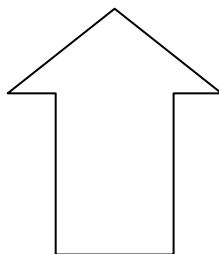
市民による自治120年



京都市
CITY OF KYOTO

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!





「京都市地域企業の持続的発展に関する条例」(仮称) 骨子案に関する御意見提出用紙

F A X : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 3 3 1

京都市 産業観光局 商工部 中小企業振興課

それぞれ、皆様のお考え、御意見を記入してください。(一部でも構いません。)

1 条例骨子案全般を通じて、御意見がございましたら、御記入下さい。
2 「京都・地域企業宣言」を御覧になって、どんな点に共感されましたか。
3 「中小企業」ではなく「地域企業」とする考え方について、どのようにお考えですか。
4 (市民の方へ)「地域企業」の持続的発展のため、御協力いただけることがあれば、お聞かせ下さい。
5 (事業を営んでおられる方へ) 地域に根ざした事業の発展を目指すため、自ら取り組みたいことや、行政と連携して取り組みたいこと等があれば、お聞かせ下さい。
御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入下さい。 (それぞれに○印をお付け下さい。)
【年 代】 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上
【区分①】 事業を営んでいる 事業を営んでいない
【区分②】 京都市内に事務所又は事業所を有している 京都市内に事務所又は事業所を有していない

※ いただいた御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に関する京都市の考え方を取りまとめ、京都市のホームページで公表します。

※ 御意見に関する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。